

仕様書

1 委託業務名

ダイオキシン類の調査業務

2 目的

本調査は、水道水の安全性を確認するため、原水及び浄水のダイオキシン類の試料採取及び分析を委託するものである。

3 契約期間

契約締結日の翌日から令和7年3月20日まで

4 委託内容

(1) 調査回数

1回とし、実施時期は事前に協議すること。

(2) 採水箇所

ア 原水は太郎原取水場（久留米市太郎原町391-1）のモニター室脱泡水槽とする。

イ 浄水は浄水管理センター（久留米市山本町豊田614）の1系配水池中間水（2階水質試験室現場サンプリング管）とする。

(3) 試料採取

ア 厚生労働省健康局水道課「水道原水及び浄水中のダイオキシン類調査マニュアル」改訂版（平成19年11月）（以下、「調査マニュアル」と言う。）に従って行うこと。

イ 採水専用の試料採取装置を用いること。

ウ 原水は200L以上、浄水は2000L以上処理すること。

(4) 分析方法

分析方法は、調査マニュアルに従うこと。

(5) 分析対象物質

ア ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDDs）は4塩素化体～8塩素化体及び2,3,7,8位塩素置換異性体とする。

イ ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）は4塩素化体～8塩素化体及び2,3,7,8位塩素置換異性体とする。

ウ ダイオキシン様ポリ塩化ビフェニル（DL-PCBs）は12種類とする。

※各塩素化物の濃度と総和及びTEQ毒性評価換算も含め、報告すること。

(6) 定量下限値

目標とする定量下限値は、調査マニュアルで示す下限値とする。なお、試料採取量等により目標とする定量下限値が得られない場合は、別途協議するものとする。

(7) 施設、電力等の提供

発注者は、本委託契約に基づく業務の実施に際し、施設、電力、水道、ガスなどをその使用場所で受注者に無償で提供するものとする。受注者は、必要があれば、事前にその状況を確認すること。

(8) 計画書等の作成

受注者は、契約締結後、調査実施計画書を作成し、全体作業管理責任者及び現場責任者の氏名及び連絡方法、調査方法、調査時の緊急連絡先とともに、直ちに発注者へ報告すること。

5 報告書（品質保証／品質管理）

受注者は分析結果を示す計量証明書を書面で提出すること。現場写真等を含む報告書、品質保証（QA）／品質管理（QC）及び内部精度管理報告書はCD-R形式で提出すること。QA／QC及び内部精度管理報告書の詳細については、調査マニュアルに従うものとする。

6 守秘義務

本業務の実施によって知り得た分析結果等の事項に関して、守秘義務を負うものとする。

7 暴力団排除に関する事項

受注者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力をを行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

8 その他

- (1) 受注者は本委託調査に係る試料の採取及び分析については一貫して実施するものとし、他業者への再委託を禁止する。
- (2) 異常値が認められた場合、その経過、原因を検討し、速やかに報告するものとする。なお、受注者の過失や精度管理上の不備により異常値が生じた場合には無償で必要な再測定を行うものとする。
- (3) 調査により発生する廃棄物は、関係法令に基づき適正に処理すること。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。
- (5) 本仕様書に定めなき事項、または各項目の解釈で疑義が生じたときは、協議の上、これを解決するものとする。